

第5期北海道障がい福祉計画(平成30～32年度)の目標値について

	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度目標	H29目標達成見込み ◎ 達成済み ○ 達成予定 △ 不明 × 未達成見込み ◎○選択の場合 ⇒ 現在の状況を記入 △×選択の場合 ⇒ その理由を記入	H32年度 目標(案)	目標(案)設定の考え方	主な実施 主体 (障がい者 保健福祉 課以外)	(参考)H29年度目標設定の考え方	国の基本的指針 (成果目標の考え方)
チーム支援件数については平成25年度に 比増加しているが、福祉施設利用者の うち、チーム支援の対象者となる障害者数 が横ばい状況にあると考えられる。	534人	522人	501人	528人	720人	×		北海道労働局	福祉施設利用者のうち、必要な者が チーム支援を受けることができる件数。 ※チーム支援のうち福祉施設利用者の 実績値伸び率から算定	都道府県障害保健福祉担当部局は、労働局と連携して、就労 移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、 福祉施設利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けること ができるよう、支援件数の見込みを設定する。	
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	8人	5人	2人	集計中	25人	×		道(人材育成課)	福祉施設から一般就労へ移行する者の うち、障害者委託訓練の受講者数につ いては、国の基本指針と同様に活動目標 とし、見込み数を設定。 ※国の基本指針及びこれまでの実績を 踏まえ、平成21～25年度の平均値の6 割増しを受講者見込み数とする。	都道府県障害保健福祉担当部局は、労働担当部局及び労働 局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行するものうち、 必要な者がその様態に応じた多様な委託訓練を受講すること ができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
障害者トライアル雇用事業の 開始者	191人	131人	119人	277人	260人	○		北海道労働局	福祉施設から一般就労へ移行する者の うち、障害者トライアル事業を活用する開 始者数。※実績値伸び率から算定	都道府県障害保健福祉担当部局は、労働局と連携して、障害 者トライアル雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移 行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用 できるよう、開始者数の見込みを設定する。	
職場適応援助者による支援の 対象者	203人	112人	127人	集計中	260人	×		北海道障 害者職業 センター	●第2期の計画策定と同様に障害者試 行雇用事業の目標値と同数を目標に設 定する。 ●職場適応援助者については地域での 支援を強化するという国の方針を受け、 第1号職場適応援助者による単独支援 及び第2号職場適応援助者による支援 対象者数を配置型職場適応援助者によ る支援対象者数(130人/年)と同数とす ることを目標とする。 (配置型職場適応援助者支援対象者130 人、第1号職場適応援助者単独支援及び 第2号職場適応援助者による支援対象者 130人、計260人)	都道府県障害保健福祉担当部局は、労働担当部局及び労働 局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する者の職場適 応を容易にするため、職場適応援助者による支援について、 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援 を受けることができるよう、対象者数の見込みを設定する。	
障害者就業・生活支援セン ター事業の支援対象者	233人	210人	233人	集計中	330人		(H28集計後に検討)	北海道労働局(障がい者保健福祉課、雇 用労政課)	福祉施設から一般就労へ移行する者の うち、障害者就業・生活支援センター事 業の支援対象者。※実績値伸び率から 算定	都道府県労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、労働 局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する全ての者が 就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援セン ターによる支援を受けることができるよう、支援対象者数の見 込みを設定する。	

第5期北海道障がい福祉計画(平成30~32年度)の目標値について

	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度目標	H29目標達成見込み ◎ 達成済み ○ 達成予定 △ 不明 × 未達成見込み ◎○選択の場合 ⇒ 現在の状況を記入 △×選択の場合 ⇒ その理由を記入	H32年度 目標(案)	目標(案)設定の考え方	主な実施 主体 (障がい者 保健福祉 課以外)	(参考)H29年度目標設定の考え方	国の基本的指針 (成果目標の考え方)
障害者に対する職業訓練の受講		集計中	集計中	集計中				(H28実績値の集計後に照会予定)			都道府県の障がい保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成三十二年において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導		集計中	集計中	集計中				(H28実績値の集計後に照会予定)			都道府県の障がい保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成三十二年において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	233人	210人	233人	集計中	330人			【経済部雇用労政課】 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者 (H28集計後に検討) 【北海道労働局】 道の集計後に検討	北海道労働局(障がい者保健福祉課、雇用労政課)		都道府県の労働担当部局及び障がい保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、平成三十二年において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援		集計中	集計中	集計中				(H28実績値の集計後に照会予定)			都道府県の障がい保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、平成三十二年において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。
平均工賃月額	18,848円	18,128円	17,491円	18,110円 ※速報値	30,610円 ※H18実績の2倍の水準	×	30,610円 ※H18実績の2倍の水準	国が示した基本指針に準じて、対象施設・事業所のH18年度平均工賃月額額の2倍の水準を達成目標とする。	障がい者保健福祉課	これまでの工賃実績の推移から見た場合、29年度の達成目標としては非常に高い水準ではあるが、次期計画においてもこれまでの工賃向上に向けた施策の充実・強化を図りながら、道や市町村における障がい者就業施設等からの優先調達を更なる推進を図ることなどにより、H20年3月に策定した「北海道働く障がい者応援プラン」以降掲げている目標の達成に向けて取り組むこととします。	(参考)『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(H27.3.24) 平成27年度から平成29年度の各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。 ※H30以降については、現時点で国から示されていない。

第5期北海道障がい福祉計画(平成30~32年度)の目標値について

	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度目標	H29目標達成見込み ◎ 達成済み ○ 達成予定 △ 不明 × 未達成見込み ◎○選択の場合 ⇒ 現在の状況を記入 △×選択の場合 ⇒ その理由を記入	H32年度 目標(案)	目標(案)設定の考え方	主な実施 主体 (障がい者 保健福祉 課以外)	(参考)H29年度目標設定の考え方	国の基本的指針 (成果目標の考え方)
工賃向上計画を策定する対象事業所の割合	87%	95%	94%	96% ※速報値	100%	×	100%	すべての就労継続支援B型事業所が「工賃向上計画」を策定することを目標とする。	道(障がい者保健福祉課)	今後の国からの新たな指針の発出については現時点で未定であるが、各事業所が自ら「工賃向上計画」を策定する意義は大きいことから(策定済平均工賃19,227円、未策定14,366円)、すべての就労継続支援B型事業所が「工賃向上計画」を策定することを目標とする。	(参考)『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(H27.3.24) 特別な事情(震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等)がない限り作成することとする。 ※H30以降については、現時点で国から示されていない。
障がい者就労支援企業認証制度登録企業数	135社	156社	155社	170社	200社	△	220社	H26~H28の年間登録増加企業数の平均値(12社)をH32まで維持した場合の登録企業数 ※H29登録増加数も12社と見込む。	道(障がい者保健福祉課)	H23~H25の年間登録増加企業数の平均値(15社)をH29まで維持した場合の登録企業数を設定する。 ※H26登録増加数も15社と見込む	
優先調達方針を策定する市町村数	50市町村	92市町村	116市町村	129市町村	179市町村 (全市町村)	×	179市町村 (全市町村)	障がい者優先調達推進法に基づき、調達方針が未策定の市町村に対して事業所リストの配布等を行い早期策定を求めたが、対象施設がない・体制が不十分などの理由で策定市町村は129市町村に留まった。	道(障がい者保健福祉課)	優先調達推進法がH25.4に施行され、各市町村では障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定することとされているが、H25実績における道内市町村の策定率は、全国平均の58%に対して28%と低い状況であることから、すべての市町村において策定することを旨とする。	
年間一般就労者数	860人	913人	904人	集計中	1,262人	×	※H28実績の1.5倍の水 準	ハローワークを利用した就労者数や就労移行支援事業所数がH26から伸びていないことに伴い、一般就労者数もあまり変化していない。	道(障がい者保健福祉課)	国が示した基本指針に基づき、平成24年度の一般就労への移行実績(631人)の2倍を目標とする。	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。
就労移行支援事業の利用者数	1,664人	1,764人	1,767人	1,727人	2,662人	×	2,072人	H26から就労移行支援事業所の伸びが鈍化していることに伴い、利用者数もあまり変化していない。	道(障がい者保健福祉課)	国が示した基本指針に基づき、平成25年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目標とする。	平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること。
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	29%	27%	46%	集計中	50%		50%	国が示した基本指針に基づき、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。 (H28集計後に検討)	道(障がい者保健福祉課)	国が示した基本指針に基づき、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。
就労定着支援開始から1年後の職場定着率							80%	国が示した基本指針に基づき、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、一年後の職場定着率を八割以上とすることを目標とする。	道(障がい者保健福祉課)		就労定着支援事業による支援を開始した時点から、一年後の職場定着率を八割以上とすることを基本とする。